

報 告 第 5 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,346千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 96,010	千円 △2,183	千円 93,827
	2 国庫補助金	90,500	△2,183	88,317
2 財産収入		107,088	△33,690	73,398
	1 財産運用収入	16	21	37
	2 財産売却収入	107,072	△33,711	73,361
3 繰 入 金		107,442	15,088	122,530
	1 一般会計繰入金	102,148	15,088	117,236
5 諸 収 入		1,863	3,639	5,502
	1 雑 入	1,863	3,639	5,502
6 県 債		42,200	△9,200	33,000
	1 県 債	42,200	△9,200	33,000
歳 入 合 計		354,847	△26,346	328,501

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 354,847	千円 Δ26,346	千円 328,501
	1 林 業 費	202,359	Δ26,346	176,013
歳 出 合 計		354,847	Δ26,346	328,501

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 林 造 林 事 業 費	千円 42,200	普通貸借 (借入先) (株) 日本政策 金融公庫 (借入時期) 令和6年度。た だし、工事その 他の都合により、 その全部又は一 部を翌年度に繰 延べ借入れする ことができる。	(株) 日 本政策金 融公庫法 第12条第 2項及び 林業経営 基盤の強 化等の促 進のため の資金の 融通等に 関する暫 定措置法 第5条第 2項によ り(株) 日本政策 金融公庫 の定める ところによ る。	借入時期から40 年以内(うち据 置期間25年以 内)において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	千円 33,000	補正前に同じ。	補正前 に同じ。	補正前に同じ。
計	42,200				33,000			